

アルペン競技会 B 級細則

B 級公認競技会（各ブロック）開催について、次の細則のとおり実施するものとする。

（参加資格）

1. 次の各号に掲げる、開催ブロック（加盟団体）より推薦された競技者及び他のブロックの割当人数内において推薦された競技者は参加することができる。ただし、男子・女子競技とも各々180名を超えないものとし、申込みが180名を超えた場合は、開催ブロック枠内において調整をするものとする。
 - (1) 本連盟強化指定選手（ジュニア強化指定選手を含む）
 - (2) 開催ブロック（開催ブロック内において、加盟団体別に出場数の調整を図る。）
 - (3) 他のブロック（男子 5名以上 女子 5名以上）
 - (4) S. A. J. ポイント（各種目共通、男子 点以内、女子 点以内）
ポイントについては、開催ブロックが必要に応じて決定する。

（競技役員派遣）

2. B級公認競技会には、少なくとも、次の競技役員を派遣する。ただし、これらの必要経費は主催団体が負担する。
 - (1) 本連盟からの指名派遣者は、次のとおりとする。
 - ・ 技術代表 1名（本連盟公認技術代表有資格者）

（公認料）

3. 公認料は、各種公認・登録料等料金一覧表により本連盟に納入するものとする。

（ポイント設定）

4. B級公認競技会のミニマムポイント設定は、本連盟アルペン技術運営委員会で決定し運用される。

（公式記録の報告）

5. B級公認競技会の公式成績表（電子化又はPDF）は、本連盟の作成する本連盟ポイントリストの対象とし、公式成績表は、アルペン技術運営委員会が定めるところ（全日本スキー連盟事務局、本連盟データバンク、SAJアルペンセクレタリー、主催加盟団体事務局等）に報告しなければならない。
6. この細則の改廃は、競技本部理事会の議決による。

平成27年12月15日 改正